

旭川市立永山小学校同窓会会則

第1章 総 則

- 第 1 条 本会の名称は旭川市立永山小学校同窓会とする。
- 第 2 条 本会は正会員と賛助会員を以って組織する。
正会員は本校の卒業生とし、賛助会員は本校現職員ならびに旧職員とする。
- 第 3 条 本会の事務局を永山小学校校内に置く。
- 第 4 条 本会は会員相互の親睦を図り、併せて母校の振興に寄与することを以って目的とする。
- 第 5 条 本会はその目的を達するために次の事業を行う。
1．会員の親睦
2．母校の教育振興後援
3．その他、本会の目的を達するに必要な事業
- 第 6 条 本会の業務年数は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第 7 条 本会会則は総会の決議を得なければこれを変更することができない。

第2章 役 員

- 第 8 条 本会には次の役員を置く。
- | | | | |
|---------|-----|--------|-----|
| 1．会 長 | 1 名 | 4．会 計 | 1 名 |
| 2．副 会 長 | 3 名 | 5．監 査 | 2 名 |
| 3．理 事 | 若干名 | 6．事務局員 | 若干名 |
- 第 9 条 役員を選任と任期は次の通りである。
- 1．会長、副会長、会計、監査の選出は理事会において、正会員の中より選出し、総会の承認を得ることを必要とする。
 - 2．理事の選出は卒業期別単位によることを原則とするが、必要に応じて会長がこれを委嘱する。
 - 3．その他の役員は会長が委嘱する。
 - 4．役員任期は2ヵ年とする。但し、再選は妨げないものとする。
 - 5．顧問は総会の意思により会長が委嘱する。
- 第10条 役員は次の通りとする。
- 1．会長は本会を代表し会務を総括する。
 - 2．副会長は会長を補佐し、会長に事故があった時はこれに代わる。
 - 3．理事は会務を行う。
 - 4．監査は会計の監査にあたる。
 - 5．事務局員は事務を分掌する。
・書記は理事会、総会および会務一般の記録にあたる。

6 . 会計は会計の整理にあたる。

第 1 1 条 本会の会議は総会、理事会とする。

1 . 総 会

イ 通常総会 毎年 1 回 4 月にこれを開いて次の事項を協議する。

- 1) 会務報告
- 2) 予算、決算の決議
- 3) 役員を選出
- 4) その他必要な事項

ロ 臨時総会 必要に応じて会長がこれを召集することができる。

2 . 理事会

会長、副会長、理事、事務局員を以って組織し、次の事項を審議するために必要に応じ会長はこれを召集することができる。

- 1) 運営に関する事
- 2) 総会で決定された事項の運営に関する事
- 3) 会務処理に関する事
- 4) その他必要な事項

3 . 総会開催が不可能な際は、理事会を以ってこれを代行することができる。

第 3 章 入 会

第 1 2 条 新会員の入会式は卒業の日を以って行う。

第 4 章 会 計

第 1 3 条 本会の経費は入会金および寄付金その他の収入を以ってあてる。

第 1 4 条 本会の入会金は入会と同時に納入することができる。

第 1 5 条 本会の臨時費は総会の承認を得て徴収することができる。

第 1 6 条 会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日を以って終わる。

第 1 7 条 本会員が住所を変更した場合及び死亡の際はただちに本会事務局並びに理事に通知すること。

第 1 8 条 この会則は昭和 4 8 年 1 1 月 1 7 日より実施する。

附 則

・平成 1 8 年 8 月 2 3 日 一部改正

